

10 夏季休業日のみの入所について 受付期間は6月頃（詳しくは広報だいてうH.Pにて）

- 利用料 8,250円、おやつ代 2,250円、教材費 300円
保険料 800円は年1回限り
（同一世帯で2人目以降の児童から利用料は4,120円）
- ◎ 午後7時まで延長を希望される場合は、別途1人2,250円（要お迎え）
- ◎ 土曜日の利用希望の場合は、別途利用料1,800円・おやつ代450円
（日割り計算はありません）

11 児童クラブの運営について

指定管理者 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会
（所在地） 大東市新町13番13号 大東市立総合福祉センター内
（電話） 072-886-3280
（FAX） 072-874-0050

12 児童クラブでの過ごし方

放課後児童クラブでは、登所してから降所するまでの間、宿題、遊び（集団造形、体育遊びなど）おやつ等で子どもたちが生き生きと活動できるように育成をしています。

13 退所・内容変更の手続きについて

放課後児童クラブを退所される場合や延長利用、土曜日利用の申し込み及び取り消しなどの変更がある場合は、必ず「退所届」「入所申請事項変更届出書」を児童クラブ事務局または各児童クラブへ前月中に提出してください。

14 入所等の注意事項

- 入所後でも、次のいずれかが判明したときは退所となりますので、特にご注意下さい。
- 児童クラブ利用料を3か月以上滞納した場合
 - 入所申請および面接等の調査時に、虚偽の記入又は虚偽の申立があった場合
 - 無届で1か月以上連絡がない場合
 - 入所中に世帯の状況、就労の状況などに変更があり、その内容が入所資格に該当しなくなった場合
 - 児童クラブの管理・運営上必要な指示に従わない場合

15 新入所説明会

- 新入所児童の保護者対象の児童クラブ説明会を実施します。
- 日時 令和6年3月15日（金） 午後6時30分より
 - 場所 各児童クラブ

令和6年度「大東市立放課後児童クラブ」入所案内



放課後児童クラブは、就労等の理由により、保護者が家庭にいない小学生を対象に放課後や長期休業中における、安全な遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的としております。

1 対象児童について

市内在住の小学校1年生～6年生までの児童

2 入所資格について

- 月に15日以上仕事をしており、その状態が3か月以上継続している場合。
※保護者等が、児童の下校時間（概ね午後2時30分）までに帰宅（在宅）できる場合は利用できません。ただし、学校休業日（夏休み）のみの利用はできます。
※夏季休業日の期間中は、1日3時間以上かつ15日以上児童の育成が困難である時は利用できます。（別途入所申請が必要です。）
- 妊娠しており、出産日の前後8週間以内である場合。※育児休暇中は利用できません。
- 病気や負傷、または心身に障害があるために、その状態が3か月以上継続している場合。
- 同居の親族や長期入院している親族を、3か月以上継続し介護、または看護している場合。

3 利用期間について

入所された日から令和7年3月31日まで

4 開設する放課後児童クラブについて

No.	名称	位置	電話	携帯電話
1	四条北小放課後児童クラブ	四条北小学校内	877-3903	090-3860-3248
2	泉小放課後児童クラブ	泉小学校内	870-8452	090-1245-9948
3	氷野小放課後児童クラブ	氷野小学校内	806-2211	090-3860-2961
4	灰塚小放課後児童クラブ	灰塚小学校内	875-6588	090-1245-6078
5	南郷小放課後児童クラブ	南郷小学校内	871-0464	090-1133-9971
6	住道北小放課後児童クラブ	住道北小学校内	872-9288	090-1134-0064
7	住道南小放課後児童クラブ	住道南小学校内	871-7201	090-1134-0069
8	四条小放課後児童クラブ	四条小学校内	879-0822	090-3860-3042
9	深野小放課後児童クラブ	深野小学校内	871-8411	090-3860-3376
10	北条小放課後児童クラブ	北条小学校内	877-0301	090-1245-9740
11	三箇小放課後児童クラブ	三箇小学校内	875-0878	090-1133-9912
12	諸福小放課後児童クラブ	諸福小学校内	870-1666	090-1245-9887

5 利用時間について

- 月曜日～金曜日 放課後～午後6時まで
(希望者は午後7時まで延長、但し費用負担あり)
- 学校休業日(春・夏・冬休み)
月曜日～金曜日
午前8時～午後6時まで
(希望者は午後7時まで延長、但し費用負担あり)
- 土曜日 土曜日の利用は、入所基準に該当している方で希望制です。
午前8時～午後5時まで
学校休業日(春・夏・冬休み)含む。
(但し費用負担あり)
【土曜日については、午後7時までの延長はありません。】

6 休業日について

- 日曜日、祝・休日
- 8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日
- 災害発生時、社会福祉協議会会長が必要と認めた場合

7 入所申請の受付等について

- 申請書の配布
・児童クラブ事務局と各児童クラブで随時配布します。(HPでダウンロード可)
- 申請書の受付
・児童クラブ事務局と各児童クラブで受付します。
- 提出書類
・入所申請書
・入所誓約書
・就労証明書(保護者)
・預金口座振替依頼書
※児童クラブ事務局で申請される場合、キャッシュカードと暗証番号入力で口座振替手続きが簡易に出来ます。(預金口座振替依頼書不要)
※疾病、介護に該当する方は、診断書・身障手帳等が必要です。
- 申請書の受付期日 令和6年1月9日～1月31日

8 入所の決定について

- 提出された「入所申請書」の記載内容が、入所基準に該当しているか審査したうえで決定します。
- 定員に達した場合は、待機していただく場合がありますのでご了承ください。

9 児童クラブ費等について

- 利用料 5,500円(月額)、おやつ代 1,500円(月額)、教材費 200円(月額)
同一世帯で2人目以降の児童から利用料は2,750円(月額)
保険料 800円(年額)
- 午後7時まで延長を希望される場合は、別途1人1,500円(月額)(要お迎え)
土曜日の利用希望の場合は、別途利用料1,200円(月額)・おやつ代300円(月額)の負担をしていただきます。
- 児童クラブ利用料、おやつ代、教材費等の日割りはできません。
- 児童クラブ利用料等は毎月28日(休日の場合は翌営業日となります。)に金融機関の口座から引き落とします。

[利用料の減免]

- ◎ 生活保護世帯は利用料を全額免除。…生活保護受給者証明書
- ◎ 市民税非課税世帯は利用料を全額免除。…非課税証明書
- ◎ 児童扶養手当受給者は利用料半額免除。…児童扶養手当証書

上記は、入所申込申請時に児童クラブ事務局で減免申請をしてください。添付書類等が必要ですので、事前にお問い合わせ下さい。
(3月までに手続きが完了すると、4月から減免を適用します。)